日本人の法意識について

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学法律研究所
	公開日: 2012-06-20
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 松岡, 三郎
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/12942

論 説

日本人の法意識について

松

尚

 \equiv

時代によって異なる

1

どんなことをどのように書くか

四 Ξ

明治憲法下の日本人の法意識

外国人の視た、明治憲法下の日本人の法意識

五

日本国憲法下の日本人の法意識

目

次

どんなことをどのように書くか

明治憲法下の法意識の展開

日本人の法意識というテーマを選んだが、日本人は、その時代の政治・経済の体制下の法律に対してどんな気持を

郎

126 その程度に止めたい。 もっていたかを考えてみたくなり、また、そのことにより、日本人の個性を推察してみたい欲望にかられた。

年八月一五日、 それは、 日本は外国に比較して法律が時代によって、余りにも大きな変遷をとげたからである。とくに、一九四五 日本は、ポツダム宣言の受諾により、連合国に降伏し、その占領により、その法思想の一八〇度の転

換を求められた。それは、新・旧憲法をみれば、きわめて明白である。

法に分け、法令のごく簡単な歴史的解明の許、 日本の法意識は、下から生じたにせよ、上からの影響が強く、 当時の法意識に関連を指摘したのち、 実は、法令の内容に支配され易いので、 その法意識のまとめをするとい 新 ・旧の憲

う仕組みをとった。

律 論 り、 政当局者などの叙述の中でも、「わが国においては、国民の側に、行政に対する『お上』意識があるともいわれてお その場合、本稿で、いたる所で、述べているが、日本人の法意識は、上からの影響が強く、そのことは、 その傾向が強いといえる」(南博方、関有一著「わかりやすい行政手続法」(一〇二頁)と述べるまでになってい 最近、 行

は、 る。 学説よりむしろ、各新聞を引用して、上からの影響をみることを試みた。 松岡三郎「日本人の法意識と労働組合」同 「労働法のすすめ」などの文脈は、必要な限り、そのまま再録し、多く

法

2 明治憲法 ―日本人の法意識の背景

は、「天皇ハ戦ヲ宜シ和ヲ講ジ及諸般ノ条約ヲ締結ス」と宣言している。しかも第三条は、「天皇ハ神聖ニシテ侵スへ 大日本帝国憲法 (以下明治憲法とよぶ)第一条は、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と定め、第一三条 れ、その間、

弾圧法も順守された。

会中は法律に代る勅令を発す」旨定め(八条)、また、この憲法発布勅語の中で、「臣民ノ忠実勇武ニシテ国ヲ愛シ公 範囲に限定し(一八条―三〇条)、「公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ、」「天皇が国会閉 進国に追いつけという見地から、工場法など保護立法を計画したが、他方、治安警察法など取締法を先行させ、日清、 日露、第一次世界戦争、シベリヤ出兵をはじめ日中、太平洋戦争など一〇年に一回以上の計算で戦争に、邁進した。 カラズ」とした。かくして、日本は明治憲法により、天皇独裁者―後に、実際上、神の取扱い(後述)の許、世界の先 他方、国民の地位については、明治憲法は、天皇の「臣民」という風に規定し(第二章)、臣民の権利義務は法律の

型である。 これを称え、 日本は、 明治以来、 さらに、先進国の立法を志向するものが一部にみられた。大正デモクラシーと呼ばれるものは、 先進国に追いつくという姿勢で、貧弱ながら、 工場法、普選法など保護立法をつくったので、 その典

ニ殉ジ以テ此光輝アル国史ノ成跡ヲ貽シタルナリ」と記述している。

に具体化したものという印象をもたれる。天皇制とその六大戦争下の臣民の法律は、保護より規律、弾圧となる。 安維持法をはじめとする弾圧立法は、後述する占領最高責任者マッカーサー元帥をおどろかせるものがあった。 天皇制という新たな型式をとって残存した感があり、しかも明治初期で示された「尊王攘夷」の思想は、右の六大戦争 このような弾圧法に対して、地下で抵抗し、中には、検挙され、刑に服した者は、少なくないし、また、その弾圧 しかし二六四年も続いた徳川独裁政権の封建制は、 明治体制で壊滅しないどころか、 明治憲法にみられるように、 治

法に対し、いやいやながら、形の上だけで、協力した者を無視できないが、明治憲法は一三条により、天皇が戦争を 大元帥として、軍の最高責任にあたり、戦争を遂行した以上、天皇の臣民は、戦争に協力することを強制さ

敗戦降伏と日本人の法意識

伝えた。それを聞いた国民は、 日本人―臣民は戦争開始の抵抗もなく責任もなく、天皇の名において、命と財産を犠牲に、よく戦ったが、一九四 伊独に続いて、八月一五日、天皇は「忠良な臣民」に「耐え難きを耐え……」という有名な言葉で敗北宣言を 長い間の辛苦から解放されたこと、毎日のように聞かされたB二九の爆音がぴたりと

なくなってほっとした者は少なくなかっただろうし、また、万感の念いで泣いた者もいた。

論 叢 近衛師団長を殺害、皇居、放送会館を占拠したが、その反乱軍は鎮圧され、その首謀者は自殺という事件も報告され 八月一四日朝日新聞)、宮城前で割腹自殺をとげたが、そのためであるまいか。他方、無条件降伏に反対する将校らは 遂行されたものであり、 天皇の敗北宣言は、陸軍の本土決戦、徹底抗戦が国の方針が国の方針とされていたさ中に、鈴木貫太郎内閣の下に、 阿南惟幾陸相は、 陸軍の総意を無視したことになり(五百旗頭真「つづる戦後」(二〇〇五年

皇の戦争責任追及回避」があったと思われるが(二〇〇五年八月一六日東京新聞「筆洗」)、そのお侘びの考え方は、当 かったことを陛下にお侘びしなければならない」ということを述べた。この内閣のお侘びの背景に、「国体の維持と天 ている(「60年前の『終戦』ドキュメント」二〇〇五年八月一五日朝日新聞)。当日、鈴木内閣総辞職した。 八月一五日から二〇日後の九月五日に、東久邇首相は、施政方針演説の中で、「国民は戦争努力の足りな

法

律

時の国民の一部にあったのであろう(石井紫部「日本人のアイデンティティーと歴史認識」平成一六年九月一日学士 の継続による日本国の消滅を避けるため降伏止むなしとする天皇の降伏宣言の支持派にわかれ、 すでに述べたが、 徹底抗戦の従来の軍の立場から連合国に降伏による終戦に反乱の組織活動派とこれに反対に戦争 結局、

しかしその後者も、二派に分かれ、これにより日本を民主再生させようとする考え方が主流を占めたが、これ

僅か二ケ月の期間だが、 天皇制が存続する限り、「各国務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ズ」(五三条一項)とあるから、東久邇首相は、 日労働管理方策」法律時報一九巻一号・四号)下におかれて戦争法規や各種の弾圧法規が撤廃されても、 に対し国体の維持派は、一時降伏するが、国体維持のため戦うというものである。 天皇の降伏宣言があっても天皇の権限が連合国の管理 その国体維持の姿勢は、 法律解釈上は、それほど異端視されることはなかった。 (拙著「憲法と労働立法」三頁、 国体維持派は、 なお拙稿 日本国憲法の制定 明治憲法の 「連合国対 その

せ、 を占める労働者の自由並に基本的人権に着目した。 べしとし(第一○項)、その自由並に基本的人権を蹂躙していた法律撤廃を示唆し、とくに、家族を含めて国民の多数 下における日本行政法」(法協六四巻五号一頁、 ため適当と認める措置をとる連合国最高司令官の制限の下におかれる」ことになったとし 日本政府に対する要求事項を提示したが、その中一項目として、「労働組合の助長」を要請した。 の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は永久に除去」すべしとし とはいえ、 それを推進してきた責任者をパージし、且つ右宣言「言論、 日本は、 ポツダム宣言の受諾によって、「天皇及び日本国政府国家統治の権能は、 | 四頁)、同ポツダム宣言は「日本国国民を欺瞞しこれをして世界征服 昭和二〇年一〇月一一日幣原首相がマ元帥と面会の際、 宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は確立」す (第六項)、まず、 (田中二郎 政府はその要請に応 降伏条項を実施する 戦争体制を解除さ 「連合国の管理 マ元帥は、

かように、 連合国は、 最高司令官マ元帥の占領政策によって、 日本国憲法の地ならしをした感がある。 えて、

同年、

労働組合法を制定した。

3

日本国憲法

―日本人の法意識の背景

本的人権は、明治憲法と異なり、「侵すことのできない永久の権利」であり(一一条、九七条)、その自由、 であったが、現憲法ではその選定、罷免は、国民固有の権利であるとされた(一五条一項)。第二に、 法下では、その名称から、天皇の臣民の印象が強いのに反して、現憲法では、主権者としての地位にある。国民の基 権威は国民に由来し……」と述べている(前文①)。かくして首相をはじめ公務員は、明治憲法では天皇に奉仕する者 国民であることを明言し(一条)、その理由について「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その かくして、一九四六年一一月三日に、日本国憲法は、 公共の福祉のために利用する責任があるが、国民の不断の努力によって保持すべきであり(一二条なお九七条参 明治憲法に代って、第一に、 政治をする主権者は天皇でなく 国民は、 明治憲

又は門地により政治的、 照)とし、また、すべて国民は、「個人として尊重され」、「法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分 (二五条)、労働権、労働条件の基準の法定、労働者の団結権、 自由が規定され、その上、家庭生活における個人の尊厳と両性の平等を加え(二四条)、さらに、 経済的又は社会的関係において差別されない」とし(一三条、一四条)、続いて各種の市民的 団体交渉権その他団体行動権の保障を定めた(二七条) 国民の生存権

法

律

論

二八条)。注目すべきは、現憲法は、明治憲法とちがって、戦争を放棄したことである(前文、 違反訴訟をはじめて認め、また、そのため、天皇、国会議員その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を しかも現憲法は、 国の最高法規であって、その条規に反する法律、国務に関する行為は、無効とし(九八条)、憲法

負うと定めている (九九条)。

は、かなりの数に及んでいるし、信条差別、男女差別の禁止(憲法一四条、労基法三条、四条)の判例など、明治憲法 法のときには、考えられなかったことであるが、日本国憲法に合致しようとした行政当局の苦心の跡がみられ 第二に、その背景に、国民が日本国憲法の権利規定に目覚めたことが発見でき、その権利規定に関する訴訟の判決 したがって日本国憲法が施行されて以後、第一に、まだ、不十分にせよ、立法その他国務に関する行為は、明治憲

第三に、しかし法令などの憲法違反そのものの訴訟は、 提起されたが、今までのところ最高裁で憲法違反とされた

たんに法律が憲

法違反であるといって訴えるのでなくその法律によって具体的権利の侵害されたことを前提としてその法律が憲法に 般に、後述するごとく、日本人は、裁判所で争う法意識は、少ない。特に、憲法違反訴訟では、 判例は、特に、多いと言えない。

時代では考えられない事例が目立っている。

違反するとして訴えるのである。 しかも訴えの相手方である国側には、弁護士の資格をもった公務員の数は、訴える側の弁護士の数よりはるかに多い。

実の明確化とそれを訴える国民の意識を高める必要があるし、年々、その法意識は、高まってゆくであろう。 したがってこれからこの種の憲法違反で勝訴判決を増加するには、 多数の国民の受けた数々の権利侵害の体系的事

明治憲法下の法意識の展開

明治体制の特色

1

天皇制を頂点とする軍国主義的封建制をひめている。一八八九年発布された明治憲法は、その法的内容を示している。 明治体制は、二六四年も続いた徳川体制の封建的独裁に代って、薩長の官僚を担い手とする国際進出体制へ指向と

それは、下からの運動に拘らず、上から刺戟を受け、上から、与えられた点に、大きな特色がある。

明治初期の法意識

律

2

法

なにより、 薩長政権は、 徳川政権を脱皮する法体制の確立を目標とした。 富国強兵、文明開化、 殖産興業の旗を掲げ、欧米諸国に仲間入りを企てた。 薩長政権は、一八七一年 (明治四年)

廃藩置県など、

· (明治

0年) このように、西南戦争以後、自由民権の昂揚がみられるが、従来、これを抑える専制ともいえる保守の動きは、大久 の西南戦争弾圧で示した武力政策は、武力によらない板垣退助らの自由民権運動の開明に大きな刺激を与えた。 次々に開明政策をとった。職を失なった士族などの反発を抑え、とくに征韓論者の西郷隆盛受難の一八七七年

保利通がその政策に不平をもつ士族によって殺害された一八七六年(明治一一年)後、 長州派の伊藤博文らが中心に

なって遂行され、たとえば一八八九年(明治二二年)に公布された明治憲法は、大きな期待をされていたもので、祝

威を高めた。

各新聞の活躍も、

当時の人々の常識を高めた。

ŋ 伊藤の明治政府は、 のとき、 福した者もいたが、 挙国一致この戦争を支持し、反対の声は、なかったといわれる。八月一日に宣戦布告をし、九月に、 朝鮮に内乱がおこり、 憲法を制定すると同時に、従来からの朝鮮進出を企図した。一八九四年 内容が天皇の権能が大き過ぎ、国民の権利が法律事項とされていることに不満も少なくなかった。 朝鮮の要請により、 清国が出兵すると、 日本もただちに出兵し、 (明治二七年)、 結局、 日清戦争とな 事実上、 伊藤内閣 В

用し、 のロシヤの皇太子に対して、巡査が抜刀して斬りつけ、負傷させた事件で、刑法にないので、 時の外相は、 その間、 死刑で処するよう、 一八九一年 引責辞職したが、 (明治二四年)、日本の司法権の独立で有名な大津事件にふれなくてはならない。 時の内閣は、大審院に圧力をかけたが、児島大審院長はこれを拒否して、 かえって、 ロシヤだけでなく諸外国に対し、司法権の独立を通して、 皇室に対する規定を適 無期懲役とした。 日本の法律の権 日本に訪 百中

本勝利に終った。翌年三国干渉より、

結局、①朝鮮の独立、②台湾・澎湖列島の割譲など講和を結んだ。

専門学校 人々を啓発し現在にまで及んでいる。 進国の学問をとりいれた独自の学風をつくり、その学校の教授達は、 また、当時の大学、 (明治大学)、 新聞の国民の法意識に対する役割も、忘れてはならない。 東京専門学校 福沢諭吉「学問ノス、メ」は、その典型である。 (早稲田大学)、同志社英学校 (同志社大学)、 当時としては進歩的な見解を発表して、 帝国大学の外、 津田英学塾など、それぞれ、先 朝日、 毎日の両新聞をはじめ 慶応大学、 明治法律 当時の

他方、 明治憲法制定以前、 一八八一年に板垣退助を総理とする自由党、 翌年大隈重信を総理とする立憲改進党がつ

くられた。明治憲法制定後、一八九八年(明治三一年)、大隈重信首相・板垣退助内相とする、 の政党内閣 (自由党と進歩党の合併) は、短期間だが成立した。一九〇六年 (明治三四年)、社会民主党が結成された 隈板内閣と言われる初

後に禁止された。一九二二年(大正一一年)、日本共産党は、

が、

非合のうちに結成された。

3

明治中期の保護と規制

スの労働法に眼を向け、 ・長政権の政策は、すでに述べたごとく富国強兵であった。富国のためには、当時の富国の典型であったイギリ 強兵の見地から、プロシアの取締り法を描き、保護と規制で国際ルールを頭に置き、

から労働運動をよく知った高野房太郎らの指導者が帰国し、一八九七年後半から九八年にかけてストライキが頻発し といった当時の労働者の実態が報じられていても、とりあげられなかった。一八九四―五年の日清戦争後、 の仲間入りを企図したものと思われる。 さらに、憲法制定以前から、細井和喜蔵「女工哀史」や横山源之助「日本の下層社会」で「監獄よりもなおつらい」 アメリカ

法 たが、多くは、要求の目的を達成したようである。

律

論

れ るとした。他方、工場法は、資本家の反対により提出を拒否され、一九一一年に国会を通過、 規制立法である治安警察法を優先させ、その一七条は、「同盟罷業ヲ遂行スルガ為……労務者ヲシテ労務ヲ停廃セシ メ」ることを目的として、「他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコト」を処罰し、当局は、ストライキそのものは権利として認め 薩長政府は、 一五人以上の工場にのみ適用、深夜業の禁止は、 国際的ルールを頭に置き、一九〇〇年の国会に、保護と規制の二法を制定通過させる積りであったが、 一五年も延期された。また、工場法は、五〇人以上の使用者に 一九一六年から施行さ

は、

所定の就業規則を制定、地方長官に、届出義務を課した。

国民の眼は、

集中された

日露戦争と法意識

その中に、個人の意識の成長、 民が主として「国家のための戦い」であるという考え方をもっていたことは、大きな流れを示しており、「忠君愛国 のどの面が強調されていたか、 まふことなかれ」という与謝野晶子の反戦論のなか、断行された。当時、この戦争は、誰のためか、陸・海の夫々の総 責任者乃木希助、 九〇四年に、日露戦争が翌年にかけておこった。日露戦争は日清戦争と異なり、「平民新聞などの非戦論」、「君死にた 九一六年工場法が施行される以前は、 東郷平八郎氏は「天皇のための戦い」であるという信念をもっていたことには異論は少ないが、 労働協約の締結など、若干みられるが、 定かでないが、国民の法意識が軍国調に傾斜していったことは、確かである。しかも 治安警察法の弾圧法があるだけで、 戦争の目的論争に拘らず、 日本の労働者の無権利状態の中に、 戦争に勝つことに、

逆事件は、余りにも、 九一〇年 九〇六年 日 「露戦争後資本主義の発達により、 (明治四三年)、天皇暗殺の企図の理由で逮捕された幸徳秋水ら一二人の社会主義者が逮捕、 (明治三九年) 有名である。それをきっかけに、一九一一年に、特別高等警察 から、 軍隊が出動されるなど、 労働者の数は、 増加し、大企業の恐慌による解雇は、 重工業に争議が多発した。 他方、 (特高)がつくられ、思想取り締 社会運動は、 労働者の意識を高め、 死刑になった大 無視できず一

4 大正デモクラシーと弾圧――第一次大戦参加

りに乗りだした。

日 |露戦争後発言力を増した陸軍は、 統帥権の独立を背景として天皇に上泰権や陸・海軍の大臣は現役の武官に限定

の許、 民主主義の運動―明治憲法の話」二〇〇五年八月一四日赤旗日曜版、安藤達郎「大学への日本史」三八一頁)。 桂内閣は倒れた。 軍の増員をはじめ軍部や閥族に反対して、 大正政変とよばれる明治憲法下民衆運動が政権を倒した初の事件である(渡辺治一橋大教授「自由 数万人の民衆が国会を取り囲み、ついに、一九一三年

日露戦争後一九一六年工場法施行後、 漸次姿を消し、特に、工場法施行令により、地方長官の就業規則の変更命令権による労務管理の行き過 労働条件の内容は、若干の改善がみられ、「女工哀史」の「工場は地獄よ」と

幣 裁的取締りが始まるなかで、制裁について、減給は、 日分をこえないこと、ただしやむを得ない事情がある場合には、五日分まで認めるという通達をだし(一九一六年)、 一回の過失に対し一日につき賃金の半額、 総額において賃金三

(同年)。

労

当時としては、注目された。しかも工場法の施行により、就業規則による使用者の専横的、一括支配、

制

論

法 律 働争議調停法をつくり、 また、ストライキを禁じ、これに違反するものを解雇止むなしとする通達をつけ加えている 七条を削除し、それとひきかえのような形で、治安維持法違反に対して死刑といった極刑を課するにいたった。 さらに、一九二五年には、普通選挙法とひきかえに、 翌二七年には、業務上災害をもとりいれた健康保険法を施行し、翌二八年には、 治安維持法を制定し、翌二六年には、 暴力行為等処罰法、 治安警察法

ショップ)の想い出について、当時の労働者金久保氏は、「初め会社は組合といふことを一寸口にしても馘首すると言 に対しては、比較的好意的態度を示した。一九二六年(大正一五年)に締結された東京製鋼の労働協約 政府は、 社会主義活動やストライキ反体制の左派労働組合に対しては、厳しい態度で臨み、 穏健な右派組合 (クローズド・

話で持ち切りだ」と語っている い労働協約を勝ちとったのは、 血みどろの努力によるが、その背後には、当時の社会局の好意と右派組合の存在が使 (製鋼労働組合『団体協約十年』二二三頁)。その背景をいうと、 当時、

それが急に組合を認めてから今度は這入らなければ首だと言ふから、

工場内はよるとさわると其の

圧は、 用者をして安心させた面もあることを忘れてはならない。他方、反体制を目標とする労働運動や社会運動に対する弾 いよいよ高まり、 その運動は、 地下運動に姿を変えてきた。

月、 アメリカも参戦し、一九一八(大正七年)一一月、終結した。 一九一四年(大正三年)七月に、第一次世界大戦は勃発し、八月には、 日本も、一九一七年(大正六年)

5 シベリヤ出兵、米騒動と法意識の変化

還付した。実質的には、シベリヤ出兵は大日本帝国陸軍の最初の敗北となった(安藤、前掲書三八五頁)。この結論に ヤを占領した。一九二〇年には尼港(ニコライエフスク)事件といわれる衝突が発生し、北樺太を占領したが、諸外 除いて翌一九一九年には完全に撤兵した。しかし、シベリヤ支配をもくろむ日本のみは、 乗りだし、一九一八年八月以降シベリヤ出兵をした。しかし干渉軍の士気はあがらず、抵抗も激烈をきわめ、 単独講和を結び、戦争から離脱した。日本は、革命に脅威を感じたためもあり、連合国と共に、ロシヤ革命の干渉に は反対する者は、少ない。その敗北について、国論の統一を欠いたこと、また現地の派兵の間にも、 国は、これを非難し、 ロシヤでは、アメリカの参戦の四月直前二月に革命が発生し、一一月に、革命政権が生まれ、 理解がなかったことが指摘される。 国内反世論も高まって、一九二二年にようやくシベリヤから撤兵し、一九二五年には北樺太も 兵力を増強し、 一九一八年ドイツと この戦争の大義 東部シベリ 日本を

ヤ出兵後、 次大戦中の好景気で、米価は、 主婦達は、 米の安売りを要求し、ついに、有名な米騒動に発展し、二ケ月間、 値上りし、 米商人は、 買占め、 売り惜しみを行い、一九一八(大正七)年シベ 全国的に暴動も起こり、 ij

加人員も、 の蜂起だった。……それは、これ以後もりあがってくる普選運動の、さらにはさまざまの社会運動の烽火でもあった」 (安藤、前掲書三八六頁)。 推定約一、三〇〇万人にのほったとのことである。「米騒動は、 組織的政治活動でなく、生活に苦しむ群衆

法 律 論 九月、 りなりにも政党内閣の慣行が確立し、 する治安維持法が制定され、社会主義運動だけでなく労働運動にも、大きな弾圧が加えられたが、この時代には、曲 えられなかった。また、同年、社会主義運動を目的とする「国体の変革」「私有財産の否認」を主張するものを対象と 普通選挙法が実現した。二五歳以上の男子は選挙権をもったが、婦人と朝鮮人、台湾人には、依然として選挙権を与 中心に第二次護憲運動が勃発し、以後、政党内閣の慣行が確立され、この政党内閣のもとで一九二五年(大正一四年) 首相に任命され、貴族院中心の内閣をつくったため、政党内閣、普選、貴族院改革などのスローガンを掲げ、 米騒動は、民衆に普選運動や社会運動に刺戟を与え、米騒動の責任をとって総辞職した寺内内閣の後、 原敬の最初の本格的政党内閣が誕生した。しかし一九二四年(大正一三年)再び政党を無視して枢密院議長が 明治憲法のもとでも、自由主義的時代が数年間続いた。それは、大正デモクラ 一九一八年 政党を

6 昭和満州事変、 日中・太平洋戦争 支配層の意識と国民の命運

シーの総決算と呼んでいる(安藤、前掲書三九三頁)。

義的政策は、 (昭和八年)にもっとも多く送検数は、一八、三九七人、起訴者数一、二八五人に達したと言われて、日本は、同年、 打ちだされ、その中で、治安維持法に違反する件も、一九二八年(昭和三年)から毎年増え、一九三三 (昭和六年)九月一八日満州事変を契機に、五・一五事件を経て、 軍部の力は、大きく前進し、 平洋戦争下の労働運動」)

国際連盟脱退した。

用 働を強制させられていった。一九四一年 オドをうった。それに代わって、一一月に、日本産業報国会が設立され、労働者は、産業戦士として、戦争のため、労 による厚生年金保険法は、インフレ防止の目的もあったが、戦費に使われた。 国家総動員法制定し、一九四〇年(昭和一五年)七月、社会大衆党、日本総同盟解散し、 (昭和一一年) 二・二・六事件一九三七年 (昭和一六年)の労働者年金保険法―一九四四年の改正(職員や女性にも適 (昭和一二年) 日中戦争を契機に、 日本の労働組合は、ピリ 日本は翌年、 ILO脱退

だけだといえる。 けたわけである。 させるに至った。国民の生命や生活に対する考慮は払われなかった」と、評価されている(安藤、 日本はポツダム宣言を受諾し、連合国に降伏した。日本は、一九三一年(昭和六年)満州事変以来約一五年も戦争を続 は四月に沖縄に上陸し、八月六日広島に、九日に長崎に原子爆弾を投下し、同日ソ連は日本に宣戦布告し、一五日に、 条件降伏し、一九四五年 この戦争、 日本は、一九四一年(昭和一六年)一二月太平洋戦争に突入した。一九四三年(昭和一八年)イタリヤが連合国に無 特に太平洋戦争下、治安維持法等弾圧法下にも相当の争議がみられたことは注目に値する(大原社研「太 ソ連参戦は、 「降伏にあたって、支配層の頭にあったのは、天皇制の維持、換言すれば自分たちの支配体制 (昭和二〇年)四月ヒットラーが自殺し、五月にドイツが同じく無条件降伏し、 ソ連の影響が大きくならないうちに、できるだけ早期に降伏しなければならないと考え 前掲書四二〇頁)。 アメリカ の維持

Ξ

外国人の視た、明治憲法下の日本人の法意識

マッカーサー

1

連合国が一九四五年の秋に日本を占領したとき、マッカーサー元帥は、その目にうつった日本をつぎのように描い

ている。 「日本は、二十世紀に住みながら、ほとんどあらゆる点で封建時代をさまよっている国だった。古めかしくこり固

軍部、 まった政治体制の下、天照大神の直系の子孫として、封建的な権力をもつ天皇が国家を支配し、その独裁的な権力は 官僚、 財界が三位一体となった寡頭政治で行使されていた。

込んで、そういった思想の持主を狩り出し、手きびしく弾圧した。 いた。いわゆる『危険思想』と称されたものすら、国民に対する犯罪とみなされ、秘密警察があらゆる家庭にはいり 基本的人権などカケラもなく、農民、労働者、小さい商店の経営者など、国民大衆は、強引に容赦なく搾取されて

法

律

論

ている。日本は、まさに神話から抜け出たような国だったのである」(マッカーサー手記・一九六四年一月二二日『朝 戦前三年間に、この憲兵隊と呼ばれる秘密警察に『危険思想』のカドで逮捕された日本国民は、ほぼ六万人に達し

日新聞』)。

シーラ・ジョンソンは、その著「アメリカ人の日本観」(鈴木健次訳)のなかで、ペリー提督時代の日本人につい

つぎのごとく述べている。

嘘つきで、逃げ口上ばかりいう偽善的な国民だと公言しており、ひどくいら立たしい思いを隠していない。歴史学者 フォスター・リア・ダレスがいったように、礼儀正しさと偽善というこの分裂した印象は「アメリカ人が日本人につ いて考える場合の、ひとつのパターンとなり、以後百年変わっていない」(同書三頁)。 、リーの部下は、日本人を「世界でもっとも礼儀正しい国民」だと考えた。ところが、ペリー自身は、 日本人は、

トの一部を引用して、つぎのように述べている。 シーラ・ジョンソンは、また、第二次大戦中の日本人について、『菊と刀』の著者として有名なルース・ベネディク

日本人は最高に喧嘩好きであると同時におとなしく、

軍国主義的であるとともに耽美的であり、

不遜であるとと

もに礼儀正しい。頑固なくせに、融通無碍であり、従順かと思うと不当な扱いを受けると、カットなる。忠誠心があ るくせに裏切りやすく、勇敢だと思うと、弱気になる。保守的なくせに新しいものにすぐ飛びつくところもある」(同

書五一六頁)。

四

明治憲法下の日本人の法意識

史の事実に対して、国民の法意識が示されるので、ごく簡単に、歴史の事実にフォローしてから、それに対して明確 な国民の考え方が示されている場合には、断定的に紹介してきたので、ここでは、総合して、以下述べておく。 時代による今の歴史は、上からつくられたものであり、強制されたものがある。 法意識は、すでに述べた如く、その時代によって異なる。歴史そのものが、その時代の法思想を示すし、また、歴

1

法

律

天皇

系の天皇を大日本帝国の統治権者とした (一条四条)。 明治憲法は、その発布勅語で、「国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ」と述べ、万世一

皇が軍隊を動かす場合には議会だけでなく政府の意見も聞かずにできる」とし、「この統帥権は、その後、軍隊が、天 皇の名において内閣も内閣総理大臣の意見を聞かないで、中国への派兵や侵略を強行する口実に使われた」と述べて 及諸般ノ条約ヲ締結ス」の権限をも与えた(一三条)。かくして一橋大学の渡辺治教授は、統帥権の名のもとに、「天 また、明治憲法は、天皇に「陸海軍の統帥」権を与え(一一条)、陸海軍の大元帥とし、さらに「戦ヲ宜シ和ヲ講ジ (同教授「天皇にすべての権力」明治憲法の話二〇〇五年七月一七日赤旗日曜版)。

さらに、明治憲法は「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラズ」とし(三条)、不可侵の地位を保障し、法律でも、特別な配

いる

慮をしていた(刑法の不敬罪、治安維持法の天皇制の保護規定)。

あると宣言された。それまで、日本国は皇国であり、神の国であるとされ、いざという場合には、 実際上、 神様(生き神 living god)として取扱われた。一九四六年一月、天皇自ら、天皇は神でなく人間で 神風が吹き、

そのような見地から、 永遠であるとも教えられた。 教育もされた。 筆者の小学生の頃からの経験を述べると、講堂の正面に、 天皇、 皇后のご真

演習で、天皇のお召列車が田舎駅を通過するときは、近くの小学生を三時間も前から整列させ、 影だけでなく日本の委任統治領があったサイパン島でも地元のチャモロ人の高齢者によると、「学校では、 れた戸を開け、 教徒に天皇の皇居を拝むことを強要したと報じられている(二〇〇五年八月一二日赤旗)。また、学校外でも、 影が大事に保管され、平素は、奥深く、閉の中に隠されているが、公的な式が行われるときには、校長はそのとじら (昭和)天皇に向かって最敬礼した」(二〇〇五年六月四日東京新聞)。日本のインドネシア占領時代に、イスラム 集まった生徒に、最敬礼させて、訓示をしたものである。それは、日本国内だけでなく、また、 通過時には 毎日、 |最敬礼_ 陸軍大 ご真 日本

生きてその捕虜になるより、 明治憲法下、 第二次大戦のとき、軍人だけでなく危機にさらされた民間人も米軍に殺害されたり、 天皇陛下バンザイと言って死を選んだし、また、死を強制された。 戦後六〇年を記念し また、

中原精一教授「余白の愉しみ」一九一頁―一九四頁)。

という号令の下に生徒は、

頭を下げ、あっという間に、お召列車は、みえなくなると伝えるものもある(朝日大学の

た各新聞は、 日本軍 その戦死を報じている。サイパンでは、米軍は、四四年六月一五日上陸、七月七日に組織的戦闘を終え 軍属四三、〇〇〇人で、そのほか、 子供を含む民間人一二、〇〇〇人である。なお、米軍は三、五〇〇人、

いたいけな幼児を含む現地島民九三〇人が戦争の犠牲になったという。

学校では日本化教育が行われ、毎朝、『天皇陛下万歳』と言うのが日課だった」(同年六月二八日朝日新聞)。サイパン 日新聞)。わが子を殺して自決した人もいた(同年六月二七日朝日新聞)。原地のチャモロ人によると、「島民が通う公 兵士、民間人が飛び降りて亡くなった「スーサイド(自決)・クリフ」などである(二〇〇五年六月二七日―二八日毎 ンザイ突撃」、「天皇陛下バンザイ」などと叫んで険しいがけから海に飛び降りた「バンザイ・クリフ」、同じく多数の そのサイパンで、日本人の死に方について有名なのは「天皇陛下バンザイ」と叫びながら最後の総攻撃を行った「バ

叢 境遇の者同士が集まった時だけ涙を流した(二〇年六月一七日毎日新聞)。

に墓参に行った未亡人Tさんは、「ばってん、戦死しても立派なご奉公だから、泣くこともできん時代でな」と、同じ

法 律 論 せん、とくりか返していたという。」(加藤周一「夕陽妄語―6年前東京の夜」二〇〇五年三月二四日朝日新聞)。 襲は、「東京の半分は焼きつくされて廃墟と化した。市民の死者は、八万人以上、負傷者は、四万人を超え、 市民の犠牲は、その五月後のヒロシマの被害に匹敵する」というほど、非戦闘的な住民に、深刻な被害を与えたもの その焦土を天覧された天皇の車列に出会った「臣民は、その姿に土下座して、涙を流しながら、申し訳ありま 占領したサイパンから東京をしばしば空襲したが、なかでも一九四五年三月一〇日の二時間半の東京大空

うに、そこに違和感を感じていたと指摘している。 治化」を指摘し、さらに、 国弘正雄氏は「無常感の政治化」を「政りごとに対する。諦め」と訳して、堀田氏と同じよ

右の論説の中で、そのような市民の感覚を紹介をし、これに関連して、

堀田善衛氏の

「無常観の政

加藤周一氏は、

れ、特攻隊に配属された者について、ドキュメンタリー作家の田原総一郎氏は池部良さん、 天皇のために死を覚悟で仕えることは、民間人にとっても、太平洋戦争時代には普通であったのだろうか。 加藤六月さんなど十三人の

元帝国陸海軍の軍人の座談会を司会した中で、特攻隊で出撃しながら、機体の故障で引き返さざるを得ず、生き残っ

た少尉もいたので、特攻隊で出撃するとき、どんな気持でいたかを聞いた。天皇のために死ぬつもりだったのかと念

いった(二〇〇五年七月一八日週刊読書人)。 た人々のために死ぬのだという思いだった。敵艦につっこむときに、天皇陛下万歳などとはいわなかったはずだ、と 出撃するために飛行機に乗ったときは、私は大日本帝国軍人ではなかった。天皇も関係なかった。親や親しくしてくれ 彼は、特攻隊所属になったとき、大日本帝国軍人として、国家を、そして天皇を守るのだと心に決めていた。だが、

差別意識

員 明治憲法下では、天皇を頂点とし、「公・侯・伯・子・男」などの爵位による貴族が存在し、官吏(いまの国家公務 威張るというムードはこれらのことから生まれたものだろう。 は現人神である天皇の官吏であり、庶民と身分がちがい、官尊民卑といわれる原因となった。上に弱く、下に強

より学歴による差別は、はなはだしいものがあった。 また、天皇を上に頂き、外に対しては、強烈な排外思想が残存し、内には、人種、国籍、社会的身分、信条はもと

職場では、 について無能力とみなされ、刑法上でも、妻だけが姦通罪が適用されて罰せられ、相続についても、著しく制限され 女性には、選挙権、被選挙権も与えられず、大学に入学が許されず、結婚しても、 職種、待遇は明らかに男性と差別され、女性は、家庭に居ることが原則とされ、このような法的差 妻は、民法上、 法律行為

別体制の下では、「男は外、女は内(家)で」とか、「女性は結婚すると、夫に従い、老いては子に従う」という言葉が

当然のこととして受けいれられていた。教育勅語の「夫婦相和し」は、このような女性の地位を前提としていたわけ

である。強い表現をすれば、明治憲法下の女性は、将来の強い兵士となる天皇の赤子を産む母親でしかなかったとさ

法

の言い分を受諾せざるを得ず、あきらめざるを得なかった。

ドのなかで敗戦を迎えた。

になれば、結局、弱者は、不利でも妥協してあきらめざるを得ない。

和の精神の話し合いは、

われる場合には、訴訟をあきらめることになる。そこで、和の精神で、話し合いが中心となる。話し合いということ

法律問題が生じても、裁判所に訴えると、相手方との関係が悪くなることを心配し、とくに強い相手方から悪く思

日本人像を形成した。このようにして日本はマッカーサー元帥が指摘した「基本人権などカケラもなく」というムー

日本的美徳にみえたが、人権無視の不対等を前提とする限り、あきらめをともない、それが

律

や人権を奪う手段であり、しかも抵抗の力がない場合、あきらめるほかはなかった。

しかも法律の範囲内において、契約の自由を認められていたが、その自由は、強者の自由であって、弱者は、

強者

本国憲法とちがって憲法違反の訴訟を提起することを認めなかったので、法律は万能であった。法律は、まるで自由

ズをとっていたが、法律によって自由や人権を保障する側面は少なくむしろ徹底的に自由や人権を剥奪し、

法律の定めるところにより、各種の自由や人権を保障する法律留保規定に自由や人権を保障するポー

論

叢

明治憲法は、

えいえる。

3

和とあきらめ

4 労働者の地位

非人間的取扱 -機械と同視-――産業戦士

人命を軽視し財産の方は千円の物を毀せば千円の賠償を要するが人間の方の生命は僅か百円かそこいらという」発言 (明治四四年)第五回社会政策学会での東京法科大学(現在の東大法学部)松本烝治教授の「我国に於きましては兎角 その自由と人権を制限された典型的弱者は明治憲法下の労働者にみられる。その中にも若干の動きがある。 日本の労働者は取扱においては、機械以下の取り扱いをされていた。工場法が制定された一九一一年

の岡実氏は同法の立案にあたって、「夫レ職工ハ工業主ニトリテハ之ヲ生産用具ノ一種ト看做スベキモノナリ。 は(一九一二年社会政策学会編纂『労働保険』二六一頁)、そのことを物語る。 だから、労働者を機械以下から機械と同じく取扱うことは、当時としては、進歩的側面があった。工場法の立案者

破損ヲ生ズレバ工業主ノ負担ニ於テ之ヲ修善スルハ当然ナリ」と述べている

以下)。この機械なみの取扱いに対しては、横山源之助の著書「日本之下層社会」をして「労働者を無生の器械と同視

(岡実「改訂増補工場法論全」二四九頁

機械二

せんとす、嗚呼何等の無情事ぞ」と嘆かしめている(岩波文庫版二一八頁)。

太平洋戦争へと戦争が激しくなると、職場で、労働者は、 皇国に命を捧げる、 機械でなく産業

戦士とキャンペーンされた。

その後、

日中戦争、

頁、六五頁)。しかも使用者が一方的につくった就業規則(工場法施行令二七条ノ四)は、「工員ハ諸方ヲ徘徊スベカラ

が一方的に決めるという誓約をさせられ、労働条件は劣悪をきわめただけでなく、思想も人格も丸抱えにされていた。 品行方正」、「品性ヲ高メ素行ヲ慎ムコト」と定め(井上信明編著「模範就業規則集」参照)、労働条件、

法

約(一四条)、労働契約不履行に対する損害賠償額の予定(一六条)、前借金と賃金の相殺(一七条)、強制貯金(一八

項)などの封建的雇止めの方法などがこれをはばみ、また、女性労働者の逃亡を防ぐために、高い工場の塀をつ

劣悪な労働条件からのがれようとしても、労働基準法が禁じている暴力(五条)、ピンハネ(六条)、長期の労働契

解雇は使用者

くったり、美男子を係長に任命する方法も、とられたという。ストライキをした場合には治安維持法により、

の使用者は、皇国経営の指導者であり、その労働者は、指導される企業戦士という概念を植えつけられた。

不思議に思われなかった。もっとも、

太平洋戦争下には企業

企業内の独裁的君主の意識をもち、

労働者は、

使

用者に身も心も捧げた家来である意識をもたされても、

かくして官吏など若干の例外はあるが、明治憲法下の使用者は、

参加者は、就業規則により懲戒解雇された。

は、

極刑に処せられ、

律

論

ズ」、「喧嘩争議スベカラズ」また「休憩時間中ト雖濫ニ横臥睡眠スベカラズ」といったことから「思想堅実身体強化

ヨリ如何様御取計相成候トモ苦情申立間敷コト」と記名押印させられていた(細井和喜蔵「女工哀史」三一書房版六四 コト」さらに「御社事業ノ御都合上又ハ本人不都合ノ処為スルニヨリ解雇セラルルモ異議ナキハ勿論御社職工規定ニ

明治憲法下の誓約書をみると、「満三ヶ年間御指定ノ労務ニ従事シ且ツ労務時間賃金等総テ御社ノ御指図ニ従ウベキ

5

使用者の一方的決定に忠順に従う

ぐって、活動した。穏健な組合は、行政当局の援助の下に、進展した。

6 労働組合に対する法意識

思い出」労働行政史余録二頁)。 明治憲法の弾圧法の下では、一般に、労働組合は、悪党か、 諜反人か位に認識されていた(北岡寿逸「旧社会局の

を雇入の条件となすものは之を削除せしむること」と述べ、労働組合に対して理解ある態度をとっている。 その中で、社会局は、一九二六年(大正一五年)の通達で、「労働組合に加入せざること又は組合より脱退すること

条)、労働組合を規制するものではないが、弾圧下、その濫用を恐れてか、当時、 治安維持法も、法文上は、「国体の変革」、「私有財産制度の否認」 を目的とする結社を禁止するものであって (一 左翼組合は、 かなりの数、 地下にも

右の車輪が経営者であり、左の車輪が労働組合であるといった比喩が説得力をもっていた。会社としては、 と考えた(大河内一男、松尾洋「日本労働組合物語昭和」六四頁)。 組合の結成が社会の大勢だとするなら、むしろそれに順應して穏健な組合を承認し、労使関係を合理化した方がよい 当時の経営者は、労働組合を危険視する者が多かったので、労働組合について、車は、 両輪がなければ動かないが、 もし労働

7 ストライキに対する考え方

ストライキについて、古く一九〇〇年 (明治三三年) 治安警察法一七条二号は、同盟罷業そのものは罰することは

150 なくその目的で誘惑、煽動した者は、一月以上六カ月以下の重禁錮に処し……とした(三〇条)。 右の規定に対し、一人が為して不法でないことは、多数が団結して之を為しても不法でないし、また不法でないと

がはやくからなされた(河合榮次郎「官を辞するに際して」第五回、大正八年一一月二二日東京朝日新聞、 される同盟罷業の要素に、誘惑煽動が入っているから、誘惑煽動を処罰することは、矛盾ではないかという趣旨の批判 同著「労

働問題研究」四三五頁—四三七頁)。

持法を改正した。その外争議弾圧のために、新聞紙法をはじめ各種の規制法が使用された。 後に、一九二六年(大正一五年)、右の規定を廃止し、暴力等処罰に関する規定と労働争議調停法を制定し、 ストライキを厳禁し、

論 違反するものは、懲戒解雇止むを得ないとしている。 また、すでにふれたが、社会局通達は、組合の結成、穏健な方法で請願する場合と異なり、

ラグビー説 正札説

法

律

中でも、大衆にもっともわかりやすく説得力をもったものは、末弘厳太郎博士のスポーツ説、正札説であった。 明治憲法下ストライキに対する刑事・民事上の規制の中、ストライキを合法視する各種の理論構成が試みられたが、

締法を使って、争議行為に介入した。 著「労働法のはなし」四五頁、 また、争議行為―ストライキの民事責任について、末弘博士は、労働者が使用者と対等な取引をするために、スト 末弘博士は、争議行為を夫婦喧嘩やラグビー等スポーツと同じであるという比喩を好んで使用された(末弘厳太郎 一五五頁)。しかし政府当局は、この比喩に耳をかさなかった。当時の警察は、右の取

ライキ権とは、労働力の売り惜しみの権利であるとされた(末弘厳太郎著「労働法の研究」五一六頁―五二六頁)。ス

正札と同じで、法的責任はないはずである。この説明は、第二次大戦後、慶応大学の医学部の教授達が同大学のスト トライキは、労働力をこれ以下では売らないという集団的労働力の高値の申込みである意味では、デパートにおける

8 太平洋戦争さ中の法意識

に参加する際にも、

使用されたとのことである。

には、 だけの政治では、人はこれに違反しても、恥と思わないことについて、孔子は「道」之以」政、斎」之以」刑、民免而無」 あった。二合一勺の配給米を厳格に順守して死亡した裁判官の妻から「貴方はヤミ米で生きているんでしょう」と語 糧管理法を順守して、配給米のみで生活していると、死者も、伝えられ、ヤミ米は、常識に近いものがあった。法令 道之以徳、斎」之以」禮、有」恥且格。」(論語)と述べているが、当時の法律に対する法意識は、孔子の言葉通りで 無理があり、 経済の統制法に対しては、六カ月以下の懲役刑を覚悟して、違反する者があらわれ、とくに、

戦争が激しさを増すごとに、国民の物・心両面に対する動員、統制が加えられ、中でも、精神の動員、物の統制の中

りかけられそうな気持になった人が多かっただろう。

五

日本国憲法下の日本人の法意識

序 日本は、ポツダム宣言の受諾により(一九四五年八月一五日)、連合国に降伏し、大日本帝国憲法七三条による改正

という形式で、日本国憲法を制定し、 国憲法とは一八〇度の法思想の転換を示している。 一九四六年一一月三日)に公布した。ポツダム宣言、日本国憲法は、大日本帝

1 日本国憲法下の法意識の行方

律

法

て、浙く、その変化が、明らかになってきた。 ポツダム宣言、日本国憲法制定以後、日本人の法意識は、法律上、一八〇度転換をしたが、実際には、六〇年を経

天皇の神格的地位と忠君愛国の思想

て取扱われ、また、大元帥として、軍の統帥権の独立を背景に、議会や政府の承認なくても戦争を宣言することがで 大日本帝国憲法は、天皇が主権者であり、神聖不可侵であり(一条、三条)、すでに述べたが、実際上、生神様とし

きると解され、また、和を講ずることができるとされた(一三条)。国民は、かくして日清、日露、第一次大戦、シベ

日本人の法意識について

国ヲ愛シ公ニ殉」ずること、つまり忠君愛国の思想が説かれた(憲法発布勅語)。 リヤ出兵、満州事変、日中、太平洋戦争という風に、戦争にかりだされた。このことついて、「臣民ノ忠実勇武ニシテ

の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力」を「永久に除去」するという思想に通ずる。 うにすることを決意する」と述べている(前文①)。それは、ポツダム宣言で「日本国国民を欺瞞し之をして世界征服 しかし日本国憲法は、主権は国民が有することを宣言し、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないや

き神」とされた天皇に対する「忠義」という思想より象徴天皇に対する親しみと変ってきたといった表現が説得力を 日本人の法思想は、上からの影響を強く受けるから、日本国憲法の下では大日本帝国時代の「忠君愛国」特に「生

の地位にあり、国民は、皇国の民として、一旦緩急あれば、命は捧げる忠実な臣であった。戦争で敗北したときには、 明治憲法下の天皇は、不可侵の主権者であり、しかも、統帥権の独立を背景に、 戦争の開始の大権をもち、

条)、その任務は国政にかかわりない国事に限定し(四条―七条)、また、かつて戦争で「天皇バンザイ」といって死 しかし、日本国憲法は、主権を天皇から国民に移し、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」とし(一

すでに述べた如く、天皇バンザイと叫んで死んでいった。

教授は、「若者のあいだで、天皇および天皇制に対する無関心は半数を超える。サッカーで「ニッポン、チャチャチャ」 の国」であると思う者は、ごく少数の老政治家を除いては、皆無に等しい。それどころか、社会学の上野千鶴子東大 ぬ姿はみられないし、また、戦争の放棄を定めた(九条)だから現在では、天皇を「生き神」であるとか、日本は

153 だけのコストを払っているかを知ったら、かれらはそんなもの、もう要らないというかもしれない」と述べ、「それよ をうたうぷちナショナリズムな風景のなかに、天皇の居場所はない。天皇制を維持するために日本の税金のうちどれ

り何より、

くの市民も犠牲になって死亡した。

戸籍も住民票もなく、参政権もなく、そして人権さえ認められていない皇族のひとたちをその拘束から解

戦争による死

大戦、シベリヤ出兵、日中戦争、太平洋戦争という風に、おどろくほど、戦争に熱中した感があるが、どの戦争でも、 日本人は、「お上」の命令に従った。とくに、太平洋戦争で、敗北が明らかになった戦争においては、軍だけでなく多 日本人は、お上のためには、命を捨てても従う法意識があった。特に、明治憲法下、日本は、日清、日露、第一次

律 論 ち一四万人(六〇年後には二四二、四三九人死者)、八月九日長崎原子爆弾により七万人の市民の命を失った。 月─六月沖縄戦では一般住民九四、○○○人を含む二三九、八○一人、八月六日広島原子爆弾により、 は民間人一、二、○○○人(日本軍、軍属四三、○○○人)、四五年三月東京大空襲では、市民八万―一○万人、 その例をあげてみると、不正確かも知れないが、新聞の報ずるところによると、一九四四年六月―七月サイパンで 市民四二万のう 同年四

たが、そこまでの気持をもたなくても、現実の被害に対して、誰を恨むこともなく、ただ、ぼうぜんと立直ろうと思っ ことが名誉であると、天皇陛下バンザイと言って、死んでいったサイパンの事例については、すでに述べたが、沖縄 いつめられて肉親同士が殺し合う「集団死」が起きたなど、報告されている(二〇〇五年六月二三日朝日新聞)。 また、東京大空襲による被害の防止について、天皇に申し訳ないという気持を示した者がいたことも、 その死について、「生きて虜囚の辱めを受けず」の東条戦陳訓があり、米軍に殺されたり、捕虜になるより自殺する 米軍に連れ去られた少年と農民が日本兵に殺されるなど、スパイとみなされる住民が相次いだこと、また、追 すでに述べ

帰らなかった。

た者が、少なくなかった。

いこんでいた者が大多数であったと思う。 当時の市民は、 自身戦争にゆかなくても、夫や息子を失い、また、 財産も破壊されたのに、 天皇、 皇国のためと思

法のはなし」という小冊子が配られ、戦争放棄がうたわれているのを読んで、平和が訪れたと実感した。だが、父は 少年だった私は『この仇は大きくなって必ず果します』と書いたが、朱墨で消されていた。二年後に「あたらしい憲 が足りなかったのでしょうか』と近所の人に話していた。」夏休みが終わり、終戦について作文を書かせられた。 所のお兄さんに聞いてからだった。『神風が吹く』と言われていたので、信じられなかった。……母は『私たちの努力 にたしなめられた。だが、雑音ばかりで何の放送か分からなかった。戦争で負けたと分かったのは、その日の夕方、近 征した父を除き、祖父、母、 八月一五日の天皇の敗戦の玉音当日のことについて、少年の想い出の投書(二〇〇五年八月一八日)によると、「出 妹弟とラジオの前に集まった。天皇の話があるので、『きちんと座って聴きなさい』と母

風が吹くことを前提とする戦争をめぐる考え方はなくなった。 の地位を失い、また逆に、国民は、天皇の臣民でなく統治権者となった。だから以前のように天皇は神様であり、神

日本国憲法は、戦争放棄をし、同憲法によって、天皇は統治権者でなくなり、戦争の開始の権限もまた、

神聖不可侵

に「天皇のために命を投げ出したくはない」というメモで、一九四五年五月、懲役十月の判決その他治安維持法違反 従って戦後国民は、死者のことを忘れたかの如く、苦しい生活を脱却するために、又高成長に希望をもって、 戦争で生き残った人たちは、後世に、戦争の苦しさ、みじめさを残すために、新聞に、口を開きはじめた。そ 戦後六○年の今日が、その最たるものである。たとえば東京新聞を、アトランダムにとりあげてみると、

中国における旧日本軍の蛮行、

目に余るものがある。

律

なものであったか、

夫れ夫れ、疑問を投げかけているのが、眼につく。

た国民の死傷、深刻な不安を伝えている。同新聞連載中の「60年目の風景」はその一例である。 事件等マッカーサー報告にみられるように、数々の弾圧の報告を報道し、また、太平洋戦争下米軍の空爆により受け

関東軍七三一部隊による生体実験や従軍慰安婦など現地人に対する殺傷等加

韓国や中国から連行され、非人道的強制労働させられた者の損害賠償請求に対して、裁判所は、 従来、

効により消滅したものとしているが(民法七二四条)、その非人道的強制労働の実際は、認めている。 時

論 叢 いることについて、父の死を犬死と思いたくないが、国のためといっても、殺されたことは事実で、その戦争は正当 新聞への投書、例えば朝日新聞の中から、拾ってみると、遺骨は帰らなくても、英霊として靖国にまつられて 戦死者の息子たちも、成長して父の戦死を語りはじめた。それも戦後六○年の今日が、その最たるもので

法 そきに先する感があるが、一九九五年の村山首相の談話、「植民地支配と侵略」の謝罪に続き、二〇〇五年八月一五日 その戦争は、「自存、自衛の戦い、欧米列強からのアジア解放」のためであり、侵略でないとする者もいる一方、お

ジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」こと「改めて痛切な反省と心からのお詫(わ)びの気持を表明 するとともに、……平和と繁栄を実現するため全力を尽くすことを改めて表明」をした。 の戦後六〇年の小泉首相談話は、平和の決意も加え、談話は、「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけア

ど求めることを確認し、(二〇〇五年八月二六日、二七日東京新聞)、戦後六一年の来年三月までに提訴したいとして て、「東京空襲犠牲者遺族会」は、 つぎに、東京大空襲(一九四五年三月一〇日)により、 戦後六〇年で初めて、国に対して、 一〇万人の市民の死亡、一〇〇万人の家の喪失などについ 市民の空襲被害に対する国家賠償や国の謝罪な

東京新聞)。 旧西ドイツでは、自国民に対する補償は、戦時犠牲者援護法によって行われたとのことである(同八月二六日 日本政府は、ドイツと異なり、 自国民に対する戦争責任、また、 戦争責任者を明確にしていない。

いる。

リフ」で直前妻をひきとめ、米軍の収容所で、人間は生きるために生まれたという実感、(鹿島茂評「日本領サイパン 六〇年に、天皇、 戦争のための玉砕でなく生きることの尊さを考える法意識に注目したい。有名な「バンザイ・ク

考え方は、明治生れの祖父、父の世代と筆者、息子の世代では異なると、いう指摘は注目すべきである(評論家の坪 九月一九日赤旗、戦後60年元兵士が語る「大東亜戦争」の真相)など同種のレポートが続いている。天皇についての 島の一万日」(二〇〇五年九月一一日毎日新聞)、実際の戦死は決して〝名誉〟でも〝華〟でもない感想(二〇〇五年

(三) 占領軍に対する法意識

一部であっても、

占領された場合、

何らかの形で、ゲリラが行なわれた。

しかし太平洋戦争で、

内祐三の日記から二〇〇五年四月一八日毎日新聞)。

な戦いをした日本人は、占領軍に対して、珍しく、ゲリラを殆んど、行うことはなかった。むしろ占領当初から、 力的であった。それは、日本人の「お上」に従うという、従来からの国民性によるものであろうか。 協

アメリカ指導の安保条約をワシントンに行き調印した。政府、自民党は新安保条約の批准を強行しようとしたため、労 日本従属の印象を与え、大きな事件となった。この事件は、アメリカから戦犯を免除されて首相になった岸信介氏は しかし一九六〇年の安保闘争は、ゲリラといえるかどうか、疑問であるが、 問題の安保条約の改訂はアメリカ主導、

157 ら七〇〇〇人国会に乱入、東大生の樺美智子さんが死亡、負傷者一〇〇〇人をこえたが、新安保条約は、 般国民、 知識人、 学生などは、六月二五日には一一万人デモに参加し、うち全学連は二万人が集結、 自然成立し

158 予定されていたアイゼンハウワー大統領の訪問は、中止された。

造のどこかに、お国のため「大義」を掲げた戦争世代に通底する情念の匂を嗅いだと思った」と述べている。二人と 島とノンフィクション作家日高の二人にエッセイを掲載しているが、安保闘争について、福島氏は、参加者の中には、 戦死者の息子が多く、その者にとっては、安保とは父への弔い合戦であることを指摘しているし、日高氏は、「精神構 二〇〇五年七月二九日の週刊読書人は、ビートたけし外三人の共著『60年代「燃える東京」を歩く』に、歌人の福

戦後わずか一五年、焼跡から復興したばかりの、日本人の戦争意識に着目したものであろう。

(四)

論

法

律

明治憲法の発布勅語、日清、日露、第一大戦、シベリヤ出兵、満州・日中、太平洋戦争時の愛国心については、先 愛国心

ら、「愛国心」を規定することが提案され、同じく与党の公明党から、「愛国心」は、六○年より前の日本帝国憲法時 日本国憲法下、政府による戦争のない平和な日本で、六〇年後、今どき、教基法の改正により、政府与党の自民党か

者梅原猛氏は「真に日本の国民のことを考える政治をすれば、若者には自然に国を愛する心が育ってくるものである」 さら、教基法の中で、それを規定する必要があるか、それは、国民が、下から湧きでるもので、上から押しつけるも 代の戦争復古に通ずるものという趣旨から「国を大切にする心」程度にとどめたいとしているようである。なぜ、今 きおこるような政治が前提である。しかもその政治は、国に対する思いでなく国民に対するものが中心である。哲学 のではない。間違った戦争をして、国のための名誉の死と言われても、説得力はない。国の名において、国民に負担 国民に希望を与えない政治のもとに、国を愛せよと言われても、反抗心すら湧く。愛国心は、その気持がわ

法は、

明治憲法と異なり、

共著「口語労働法」六九一頁—六九二頁)。

2 権利保持の義務意識

と述べているとおりである(二〇〇五年四月二三日東京新聞)。

濫用してはならないのであって、「公共の福祉」のためにこれを利用する責任があるとしている(一二条)。日本国憲 の成果である」と指摘し(九七条)、国民は、不断の努力によって、権利を保持しなければならないとし、また権利を 基本的人権は、侵すことができない永久の権利として認め(一一条)、それは、「人類の多年にわたる自由獲得の努力 明治憲法の時代には、 権利は、 法律の定めに従い或は法律の範囲内において認められていたが、 日本国憲法では、

トライキは憲法違反でないとするいくつかの最高裁判決がだされている(その理解の仕方について、松岡三郎、 官公労職員労働組合は、そのストライキが憲法違反として、いく度かストライキを行なってきたが、結局、そのス

最高の法規であって、これに反する法律その他国務行為は、無効とされる(九八条)。

保障されているのに、必ずしも、十分に行使していないのである。 他方、官公労の職員は、年に有給休暇や時間外手当などの法的請求権については、ストライキとちがって、 法的に

は妥結に導く話合いを基礎に置く。日本では、起訴の前に、非公式、公式の数々の警告が長い間行われる。 リカと較べて非常に少ないためもあろうが、基本的には、両国民の姿勢の差異に由来する。これについて、 ところで、訴訟で権利を争うということは、アメリカと較べると、非常に少ない。それは、 ・K・ヤング教授は、「アメリカでは、『まず、撃て、話合いは後』というのだが、日本人の通常のスタイル 日本の弁護士の数がアメ コロンビ アメリカ

160

人は、

個々人の価値と態度を強調するが、

行使が私的な関係に与える影響を強調し、また、当事者の将来の長期の関係にどんな衝撃を与えるかを考察する……」

日本人は当事者共同体の価値と利害をより重視する。日本人は、その権利

と指摘している。(Mickael K. Young, Japan Stung, The New York Times Tuesday, Aug, 17, 1982)。

れ、 この論文は当時、アメリカに進出していた日立製作所、三菱電機、三井物産など大企業が右アメリカ方式で起訴さ 高額 (三井物産の場合二七億五千万円)支払事件に鑑み、日本企業、労働者にアメリカ方式を知ってもらうため

の好意的な警告的作品である。 日本で起訴される前に警告がなされるなら、警告がない限り、 法律をまもらない実態のもとでは、 外人の眼には、

律 論 叢 き寝入りしないで前述したように、不断の努力によって、権利はまもるべきであるとしている(一二条、九八条)。 強者の犠牲になり、泣き寝入りするわけである。長いものにまかれるということになる。したがって日本国憲法は、泣 というので、訴訟よりも話し合いを重視するという態度で終始すると、結局、あきらめるということになり、弱者は、 日本人は、 法律をまもらない人間と映るし、私人間においても、民事訴訟を提起すると、相互の和の関係をそこなう

3 個性の欠如 -個人として尊重(日本国憲法一三条)

法

日本人は、個人として尊重されてこなかった。古くは藩のために切腹し、皇国のために命を捧げた。現在は、会社

のために命を捧げた者もでている。管理職はじめ社員の中には、会社のために家庭も犠牲にしている者も少くない。

こる (The New York Times, Aug 8, 1985)

集団の価値観を個人の価値観より優位

社会に浸透している。シ我々メ がその家族、会社である場合、シ彼等シ は、すべての他の家族であり、すべての他の会 社である。〝彼等〞が外国人また外国を意味する場合、〝我々〞は、疑いもなく日本または日本人である。」 のように述べている。「日本人は、集団的同一体制を非常に重視する。^彼等、 Them に対して我々Us という観念は 外国人は、それを集団主義と呼んでいる。たとえばコロンビア大学のヤング教授は、さきほどの論文のなかで、つぎ

が強く見られる。アメリカのニューヨーク・タイムズの記者が日本の巨大な会社の幹部教育を視察し、アメリカでは 技術教育をするが、日本では、〝我々は一つ〟 We are One と呼ばれるクラスで、チームワーク(和)と結合関係を学 そしてその場合、 集団の画一性が目立ち、集団の価値観を個人の価値観に優先させ、仲間集団のためという考え方

経営者と労働者との間の心理的ギャップをせばめることや、会社に対する忠誠を植えつけていることを報告して

日本的集団主義——個性の欠落

えるだろう。欧米の先進国の集団のなかには、こんな性格のものが多く、強烈な個性を背景としている。 これに反して日本の集団は、幕藩体制や日本帝国憲法下の時代をとおして長い間上から滅私奉公が強制され、

フランス革命のように、市民意識に目覚めて、集団で、独裁政権とたたかった場合の集団は、個々の権利集団とい

いは教育されて形成された結果、個性の欠落が目立っている。したがって、個人の見解と集団の見解が分かれると、結 ある

その場合、日本人の権力に弱い人間性、長いものにまかれても仕方がないというあきらめがあるのだが、その背景

個々の信念とは別に集団による行動をすることが欧米より大きく目につく。

法

そういうわけで、

律

論

_

序列の年長者によって指導されている面がある。

いという行為になりがちである。 般的に、 日本の集団主義には、 付和雷同的要素があり、 危険なことも、誰かに連れられてみんなでやれば恐くな

に集団内の権利義務関係よりも、ときには、身も心も捧げた信頼関係を基礎とした運命共同体の思想のもとに、

意外にエゴも

できない。藩のための腹切りも、異常なケースで、逃避できない強制によるわけだが、あきらめと同時に、 本音の次元では自分の昇進のためにそういっているのかも知れないと述べている(杉本良雄+ロス・マオア編著『日 トラリアの学者は、日本人の社員について、社長の前で、「私は粉骨砕身、社のため働きます」といっている社員は、 としてほめたたえられる名誉と、藩が保障する遺族の幸福を考えてのことである。 本人論に関する12章』二七二頁)。藩のため、皇国のためと、個人が宣伝する場合にも、 合、その集団が戦って勝つためという高言をするが、本人の出世のためということもある。日本人論に明るいオース 日本的集団主義の分析にあたって、エゴに着目すべきである。もとより藩のため、皇国のため、会社のためという場 出世のためという側面を否定 武士の鏡

的なものである。 「遠からん者は、音にも聞け、近くは寄って目にも見よ」といった宣言、三勇士、五勇士の出現などは、その典型

集団主義といっても、出世、名誉といったエゴ、あるいは英雄主義も含まれているといえるだろ

クを高める。

世界に珍しい会社人間像

4

会社人間像とは

してきた、一つの方法は会社人間像の育成であった。 日本の企業が世界からみて珍しく、またその中のアンバランスを非難されながらも、これまで、 日本の企業が繁栄

会社人間像とは、個人を犠牲にしても、会社のために、身も心も捧げるパターンである。それは、精神的なもので

あるが、使用者は、使用従属関係を通して、そのパターンを育成できる。

た、人事権を背景に、愛社精神と忠誠心を培養する。第二に、人事の年功序列体系によって、会社集団のチームワー これまでの方法と内容を大まかに述べると、第一に、その中身は、必ずしも一致しないが、修身雇用制によって、ま

につき、その組合員も、その意識如何に拘らず、会社人員としての役割をしいる。 い日本の企業組合組織も誕生直後の生産管理闘争後はむしろ、社会の批判を浴びる程、使用者に協力的労働組合が目 会社人間を育成することは使用者の姿勢によっては、それ程の抵抗なくして成功したと言えよう。そして世界に珍し 明治憲法下、 個人の価値に優越する忠君愛国の思想の土俵があったので、個人の価値に優越する愛社精神をもった 法

対する処分説がでるなど、社内の不協和音が高まった。

5 高成長下会社人間像、集団主義の育成

には、会社のためなら、「いのち」も「法律違反も辞さず」という価値観が罷り通りはじめた。 にとって代って、愛社精神や会社への忠誠が、脚光を浴びてきた。中でも、経営者が先頭を切り、経営者の感覚の中 激化する中で、勝ち抜くために、企業一丸としての思想が必要で、右集団思想が頭をあげ、かつての忠君愛国の思想 この六○年をふりかえってみると、オカユをすする時代を経て、高度経済成長時代を経過する過程で、企業競争の

律 論 当時、飛行機の売り込みについて「H・カーン氏の間には成功報酬 けてきたが、良心の呵責にたえかねて、その密約を告白し、それが大々的に新聞に報じられたために、社内で同氏に その一、二を紹介すると、たとえば日商岩井の島田常務自殺事件がある。同常務は、「ダグラス・グラマン事件」で、 (四〇%)をめぐる密約はない」とウソをいい続

私たちの勤務はわずか二十年か三十年でも、会社の生命は永遠です。それを守るために男として堂々とあるべきです。 ところが、一九七九年 「日商岩井の皆さん、男は堂々とあるべき、会社の生命は永遠です。その永遠のために私たちは奉仕すべきです。 (昭和五四年) 二月一日、 同常務は、社員につぎのような遺書を残して自殺した。

今回の疑惑、会社のイメージダウン、本当に申訳なく思います。責任をとります。」

作のための裏金づくりを悪徳犯罪であるとして、若狭得治ら六被告に執行猶予つきで全員有罪とした。若狭被告は議 また、一九八二年 同氏の自殺、遺書の発表は、一転して社内に結束をとりもどし、社内葬が行われ、 (昭和五七年)一月二六日、ロッキード事件・全日空ルート判決で、東京地裁は全日空の政界工 殉職説もあらわれた。

日本人の法意識につい トになったことに同情の念さえよせていることである。島田、若狭両氏とも、明治憲法時代には忠君愛国心の教育を 合にも、全日空の場合にも、社員がそれぞれのトップの会社のための滅私行為を是認し、会社のためにスケープ・コー 徹底的に受けた人たちであったが、戦後は「国のため」から「企業のため」滅私を、という価値観に生きたのである。

院証言法に違反して、 国会でウソの証言をしたが、同裁判所は、その罪状の重いことも認めつつも、執行猶予を認め、

懲役三年執行猶予五年という判決を下した。

東京地裁が執行猶予を認めた理由の大要は①その金員は個人的利益のために費消された事実がないこと、 ②偽証の

の三点であった。 主な動機が全日空の名誉と信用を守ろうとすることにあると認められること、③共犯者との刑の均衡を失すること、 ここで注目したいのは、裁判所までが会社のためならと犯罪行為を執行猶予にしたことであり、また、 日商岩井の場

ないので、愛社精神をもつことは考えられる。 管理職は、一般社員と較べて、長い勤務年数によって、また、トップに近い関係から、会社の命運を考えざるを得

社が、 般社員は、 その人格的従属関係化に成功するなら、 入社後、 社運の隆盛のために、 彼らも会社人間の戦列に入るだけでなく、 会社好みの教育によって、彼らの個性は、 彼らは、 会社の組織に埋没され、 企業戦士の一員と

アフリカの社会学者、ファティマ・メルニッシ (女性) は、来日して二週間各地を歩いて、 次の印象を述べている。

「日本のサラリーマンは、イスラムのハーレム(後宮)に仕える女たちのようだ。会社そのものがハーレムであり、

そこで男たちは、 外の世界を見ることや家族のことを考えることを禁じられて、閉じこめられている。会社の人間だ

165 けで料亭に行き、自分たちの世界だけで食べたり、飲んだりして笑っているのも、いかにもハーレムを思わせる」(昭

和六二年二月一七日朝日新聞)。

は弱く、まるで、

6 会社人間像、 集団主義の反省といわゆる「失われた一〇年」の不況

族のことを考えることを禁じられた、ハーレムに仕える女のようだとは、どぎつい表現である。

ファティマ・メルニッシさんは、日本の男性は女性には強く、女性の言葉には耳を傾けることもしないが、会社に

とらわれ身をみたようであると述べている。印象にすぎないとはいえ、日本のサラリーマンが、家

九八五年代に入って以降、日本の企業は、産業構造の目まぐるしい変化、国際化、国際競争の対応に迫られ、会

契約の延長 さらに、一九九○年の「失なわれた一○年」の平成不況の開始以来、正規労働者の人員整理の続くなか、 ここで注意すべきことは、上から与えた会社人間像や集団主義を上から否定されてきたことである。 (労基法一四条)、派遣法の度重なる改正を通して派遣労働者の全面解禁により、 日本の正規労働者の減少 臨時労働

に反し、パート、派遣、フリーターの低賃金労働者の激増が、顕著となった。

多い新しい分野には、個性のない会社人間で愛社精神や忠誠心だけでは、ダメで、能力が必要とされる。

チームワーク第一主義に反省が加えられた。特に、ソフト的要素の

社人間や年功序列制によって築かれた集団主義、

法

律

繁営しない。とくに、会社が倒産に頻し、リストラを余儀なくされてきた者にとっては会社不信の念が強い。 しかし、伝統的会社人間像、集団主義の反省として、低賃金、無責任の非正規労働者に頼りすぎると、逆に会社は、

的おとなしい、会社人間であった労働者は、自意識に目覚め、訴訟の提起もみられた。勝訴の判決もでた。 リストラをしなくても、無策の許、労働者に対してきびしい非人間的労務管理のみを行なった会社に対して、 比較

しかし訴訟までした者は、少数で、他に職を求めて、会社を見放す者もでた。

維持のために、時間外手当なしに働くこともある。不況下であれば、働くところも少ないから労働時間は、 しかし、他に、 職を求めることができない場合には、労働者は、がまんして働くしかない。それどころか、俸給の 短くなっ

たはずだが、むしろ、長くなっている。その結果、過労死が目につく。家族の心配もふえている。

そしてまた、出生率、老齢人口世界一も気になる。

また、この七年連続して年三万人の自殺者が続いている。

その中には、生活不安を感じて自殺者も、

少なくない。

7 法の下の平等に対する法意識

権、 定している。国民の法意識として、明治憲法時代とくらべると、憲法ならびに法律さらにそれらに基づく判例によっ いるが、その中で、法の平等として、 日本国憲法は、明治憲法と異なり、 相続、住居の選定、 離婚、婚姻、家族に関するその他の事項(二四条)について定め、これに基づき、 人種、信条、性別、社会的身分又は門地(一四条)、夫婦、 国民の権利について、その性格、種類を明確に定め、日本人の法意識を高めて 配偶者の選択、 財産

はるかに進んできたが、まだ、 性別、 信条、人種などついて、差別の法思想は、現存している。

8 労働組合に対する法意識

明治憲法下においては、 労働組合は、悪党か、謀反人ぐらいに考えられていたし、 経営者は、 危険視していたし、

日本国憲法になって、 二八条)、労働組合法は、正当な団結、 団結権、団体交渉権、スト権は、労働者の個人の尊重と生存の唯一の担い手と位置づけ 団体行動は処罰しないとし(一条二項)、使用者の解雇、 その他不利益

ストライキは秩序違反として、場合により、治安維持法違反とされ、また、通達で、懲戒解雇止むなしとされていた。

取扱、 支配介入を禁止し、正当なストライキに損害賠償は禁止した(七条、八条なお憲法二八条)。

ツダム宣言の受諾により誕生し、この労働法令によって生成した日本の労働組合は、世界に珍しく企業組合である。

企業組合の歩み

ポ

トライキによって会社の受ける損害は、莫大なものとなり、それだけストライキの威力は、企業外組合である外国よ 交渉するから、 生産性を期待できないが、使用者が労働者の圧倒的多数の悩みを発見することは、難しい。企業組合は、それができ、 使用者は、企業内の労働者の圧倒的多数の悩みを発見し、解決しなければ、労働者は欠勤なく笑顔で働けないから、 他の企業の組合がストライキをしない限り、ストライキによって、他の企業に顧客をとられる被害を含めると、ス 大きい。 使用者に対する発言力と説得力をもち、その強みを発揮でき、また、企業組合がストライキをした場

法

ŋ

律

論

い闘争を展開すると、必ずといってよいほど、政治介入が加えられ、また、労働組合は、分裂した。これまでの日本 この企業組合の強みを背景として、企業組合は、『企業革命』の印象を与えた程、強烈な運動を展開した。日本で強 分裂の歩みであった。

の労働組合運動史は、

企業組合で、企業からの支配介入の心配があるからであった。その心配は、現実化している。不当労働行為の命令、判 日本の不当労働行為制度が西欧諸国よりも充実しているのは、アメリカ占領の政策にもよるが、日本の労働組合が

経営への配慮は当然であるが、企業組合は、 企業組合へのもう一つの心配は、 経営への傾斜である。 企業外組合とちがって、企業競争が激しくなると、経営への配慮に傾き 経営がよくなければ、労働条件の改善も、 困難を伴うから、

例は、

膨大な数に及んでいる。

労働組合結成率の減少

時的不況はあっても、年功序列体系が維持され、 労働組合に対する信頼が続く限り労働組合の結成率は、それほ

逆に、一時好況があっても、平成不況の失なわれた一〇年、労働組合は、

経営に

ど、心配されることはなかった。

しかし一九〇〇年のバブル以降、

心で行なっている。労働組合は組合員の過労死に対してエネルギーを投ずべきである。 不消化が続き、過労死、過労自殺が続発している。この中で、過労死・過労自殺に対する提訴は、 理解を示し、年功序列制も、減少の方向で、時間短縮も、政府の指導で行われてきたが、依然として、長時間、 被害者の家族が中 年休

つのに逆に人口の大半を超える労働者、 労働組合の結成率が減少して、現在、民間では、二割を割っている。日本国憲法、労働組合法ができて、六○年も経 家族の労働組合の法意識は、きわめて、低い。その原因を反省すべきである。